

**成年後見制度
首長申立てガイドライン
(Ver.1.1)**

**令和 7 (2025) 年 3 月
(最終改正：令和 8 (2026) 年 3 月)
広 島 県**

◎目次

◆最初に（本ガイドラインの目的・対象・使い方）	2
◆第1章 成年後見制度等の概要	
1 成年後見制度とは	4
2 成年後見制度に関連する諸制度	14
3 中核機関について	17
4 意思決定支援について	19
◆第2章 首長申立ての実務	
1 首長申立ての手続き	21
2 首長申立て後の対応	33
3 首長申立てをしない場合の対応	33
◆第3章 参考資料	
1 県内問い合わせ先一覧	35
2 首長申立て Q&A・事例	36
3 関連様式等	40
4 ガイドラインの作成経過	43
5 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ（首長申立て）【委員等名簿】	43
6 参考資料等	44

◎目次解説 ※前ページと併せて、ご覧ください（見開きにすると見やすいです）

◆最初に（本ガイドラインの目的・対象）

本ガイドライン作成の目的、対象（行政、社協職員）等を説明しています。

◆第1章 成年後見制度等の概要

- 1 成年後見制度の概要や一般的な制度利用の手続き、首長申立ての位置づけなど、基本的な説明をしています。
- 2 成年後見制度に関連する諸制度の中でも、特に重要な2つの制度について説明しています。

福祉サービス利用援助事業（広島県での通称：かけはし）は、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、契約を結ぶことにより、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援する事業です。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度にかかる経費や報酬を助成する事業（条件あり）です。

- 3 県内各市町に設置されつつある、中核機関の概要や役割について説明しています。
- 4 近年、成年後見制度を含む権利擁護支援において、意思決定支援の重要性が高まっています。ここでは意思決定支援の概要や意義について説明しています。

◆第2章 首長申立ての実務

- 1 実際の首長申立ての手続きについて、フローチャートなども含めながら説明しています。

首長申立てに当たっては、対象者の発見→【調査⇔検討】（順不同）→申立て実施の決定→申立て→家庭裁判所の審判という流れとなることが多いです。

事前に実施した市町調査で希望の多かった、親族調査の範囲、首長申立ての要否、首長申立て実施自治体の決定、など判断に迷う項目についても記載しています。

- 2 首長申立て後の成年後見人等へのフォローについて説明しています。
- 3 首長申立てを行わない場合の対応を説明しています。

◆第3章 参考資料

- 1 国、県、家庭裁判所など、問い合わせ先を記載しています。
- 2 首長申立てに関して良くある質問と回答、首長申立ての事例を記載しています。
- 3 家庭裁判所への提出書類の様式など、関連する資料の様式集です。
- 4 ガイドラインの作成経過（ワーキンググループの開催日程等）を記載しています。
- 5 ワーキンググループの委員、オブザーバーの名簿を記載しています。
- 6 ガイドライン作成に当たり、参考にした資料等を記載しています。

◆ 最 初 に

ガイドラインの目的

ガイドラインの対象

ガイドラインの使い方

ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」や、令和5年に本県が実施した「権利擁護に関する実態調査」の結果を踏まえ、要望が多かった成年後見制度等の権利擁護支援の概要や首長申立ての実務について、主に市町職員や市町社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会のことを「社協」という。）職員の日常の業務に役立てていただくために作成しました。

ガイドラインの対象

- 作成目的を踏まえ、次の2団体の職員を主な対象と考えています。
 - ・ 県内自治体
 - ・ 市町社協
- なお、上記以外の団体、個人の方が利用されても問題ありません。

ガイドラインの使い方

- このガイドラインは、市町や社協の担当者の交代等があることを踏まえ、初任者にも手に取っていただきやすいよう、できるだけ簡潔な記載を心掛けています。詳細な説明については、国の機関等、関係機関 HP のリンクによりご紹介しているところがありますので、そちらもご参照ください。
- そのため、電子媒体で見ていただくことを前提に作成しています。
電子媒体で見ていただいている方は、文書内検索等を活用いただければ、必要な情報にアクセスしやすくなります。（パソコンからは「Control キー+F」で文書内検索ができます）
また目次に記載のページの数字から各項目へ、文書内のページの数字等から該当の項目へ、ガイドライン内の URL から外部のリンク先へ、それぞれリンクを貼っていますので、ご活用ください。（パソコンからは「マウスの左クリック」でリンク先に飛べます）
- **【制度の理解を進めたい方（初任者の方など）】**
最初に目次をご確認いただき、制度の全体像を把握して、ご活用ください。
フローチャートなども使用しておりますので、適宜ご覧ください。
- **【ある程度制度を理解されている方】**
目次から確認したいページをご覧ください。

◆第1章

成年後見制度等の概要

- 1 成年後見制度とは
- 2 成年後見制度に関連する諸制度
- 3 中核機関について
- 4 意思決定支援について

1 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性（権利擁護支援とは）

- 認知症や知的・精神障害等の理由により、判断能力の不十分な人は、財産の管理や日常生活等において、自分の意見や考え方を表明するのが難しく、その人らしく日常生活を送ることができなくなる場合があります。
- そのような場合に、判断能力の不十分な人の意思を尊重し、人権侵害(財産侵害や虐待など)が起こらないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズの表明を行うことが必要です。
- このように支援を必要とする人が、地域社会に参加し、その人らしく日常生活を送ることを目的に、判断能力の不十分な人を保護、支援することを、権利擁護支援といい、その支援手段の一つに成年後見制度があります。
- なお、権利擁護支援を行うに当たっては、周囲の支援者ではなく、支援が必要な本人を中心に考えていく必要があります。そのため本人の価値観や選好に基づく意思決定を支援するなど、意思決定支援の考え方を常に意識しておく必要があります。[\(意思決定支援の取組みについては P19 に記載しています\)](#)

【「権利擁護支援」の定義：第二期成年後見制度利用促進基本計画】

地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である

- 近年の高齢社会の進展により、認知症の人は増加すると見込まれています。また知的・精神障害の人も増加傾向となっています。加えて、人口減少や単身世帯の増加等により、地域社会から孤立したり、身寄りがいないことで、生活に困難を抱える人の問題が顕在化しているため、今後も成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性は増加していくと考えられます。

【「認知症施策推進基本計画」（令和6年12月3日閣議決定）における推計】

認知症の高齢者数の推計：約 443 万人（令和4（2022）年）⇒約 584 万人（令和22（2040）年）

出典：「[認知症施策推進基本計画](#)」（厚労省）(<https://www.mhlw.go.jp/content/001344090.pdf>)

【「平成30年版厚生労働白書」】

知的障害者の数：45.9 万人（平成18（2006）年）⇒108.2 万人（平成30（2018）年）

精神障害者の数：258.4 万人（平成18（2006）年）⇒392.4 万人（平成30（2018）年）

出典：「[平成30年版厚生労働白書](#)」（厚労省）(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/18/dl/1-01.pdf>)

(2) 成年後見制度とは

【導入経緯】

- 成年後見制度は、平成 12 (2000) 年 4 月 1 日に、民法改正により導入されました。
(それ以前は「財産管理」を行う禁治産者・準禁治産者制度がありました。)
- 同時期に、介護等の福祉サービスの利用について、それまでの行政処分である(行政が決める)「措置制度」から、サービスを受ける本人の意思決定を重んじる「契約制度(介護保険制度)」へ移行することが検討されていました。しかし、介護保険制度を施行する上で、判断能力が不十分な方は「契約」という法律行為が困難なため、そのような方々の法律行為を支援する方策が必要でした。
- こうした状況から「介護保険制度」と「成年後見制度」は同時に施行されました。しかし、「介護保険制度」は利用者が増加している一方、「成年後見制度」は、利用が必要な方たちにあまり知られておらず、十分に利用されていなかったことから、平成 28(2016)年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されるなど、支援が必要な方への取組みの充実が図られています。

【「成年後見制度の利用の促進に関する法律」における成年後見制度の基本理念(同法第 3 条第 1 項)

- ① ノーマライゼーション：障害等の有無にかかわらず、他の人と等しく、個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと
- ② 自己決定権の尊重：意思決定支援が適切に行われ、本人の自発的意思が尊重されること
- ③ 身上の保護の重視：財産管理だけでなく、本人の立場に立った生活支援を行うこと

【制度趣旨・概要】

(成年後見制度の趣旨：法律的な観点から自分の意思を表示することの意味)

- 判断能力が十分な人は、自分で物事を判断し、自分の意思に基づいて、売買や賃貸借などの契約を締結して、法律上の効果(権利、義務の発生や消滅等)を生じさせることができます。このように契約等により法律上の効果を生じさせる行為を「法律行為」といいますが、法律行為を行うには自分の行為の内容を理解し、判断し、その意思を相手方に表示する能力が必要です。

(法律行為とは。具体的には・・・)

例えば、高級布団を買う例を見てみましょう。お店で、お客さんが高級布団を見て、売主に「これ下さい」と言うと、この高級布団を買いたいというお客さんの意思が表示されることとなります(これを契約の申込と言います)。これに対し、売主が「はい、かしこまりました」と言うと、申込に対する承諾がなされたことになり、この時点で契約(売買契約)が成立します。契約が成立すると、法律上の効果(売主とお客さんの両者に権利と義務)が発生します。

売主は高級布団をお客さん(買主)に渡さないといけなくなり(売主の義務)、お客

さんは売主が高級布団を渡さない場合には渡してください、とすることができます（買主の権利）。

一方でお客さん（買主）は高級布団の代金を売主に渡さないといけなくなり（買主の義務）、売主はお客さんが代金を支払わないときは支払ってください、とすることができます（売主の権利）。

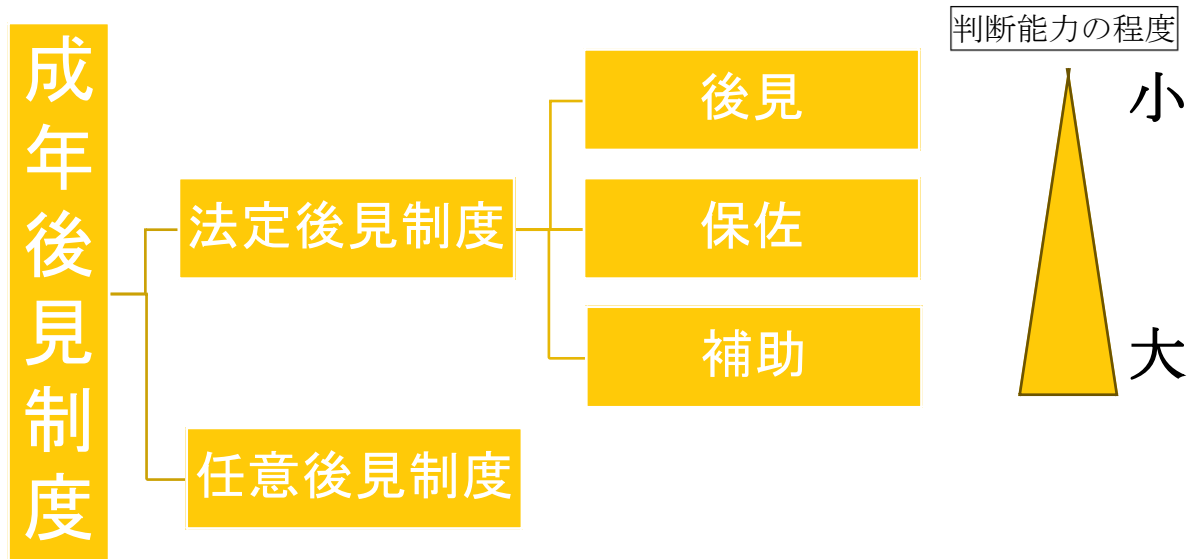
このときにもしお客さんの判断能力が不十分な場合、高級布団が必要かどうかの判断ができず、不要にもかかわらず購入するという意思表示を行ってしまうことがあります。その場合には、生活に不必要なものを買うことで、代金を支払わないといけなくなり（不必要な義務を負い）、判断能力が十分であれば支払う必要のないお金を支払うこととなります。

- 判断能力が十分な人は、お互いの意思を表示することで日々の生活を送っていますが、認知症や知的・精神障害により判断能力が不十分な人は、自分の意思に基づいて契約等の内容を理解し、判断し、意思表示することが難しい場合があります。それだけでなく、自分の意思に沿わない意思表示をしてしまい、不必要なサービス等の利用により財産を失ってしまう可能性もあります。
- このように判断能力が不十分なため、財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を、家庭裁判所が選んだ人（成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人のことを言う。以下同じ））が支える制度が、成年後見制度です。
- 以上の制度趣旨から、成年後見人等には、本人の「生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」（法律行為）に対する同意権や取消権、代理権が与えられています（民法第9条、第13条第1項、第120条第1項等）。その一方で、食事の世話や介護など、単なる事実上の行為（法律行為でない行為）は成年後見人等の事務に含まれないと考えられています。

(成年後見制度の概要)

- 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて、(判断能力が不十分な順に)「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。
- 「法定後見制度」は本人の判断能力が十分ではない場合に、本人や家族、市町長などの申立てにより家庭裁判所が選んだ人(成年後見人等)が財産管理や日常生活の支援などを行います。
- また本人の判断能力が十分なうちに、本人が前もって信頼できる人(任意後見人となる人)を選び、判断力が衰えた時の財産管理や日常生活の支援の手配を予め依頼しておく「任意後見制度」という方法もあります。

依頼する相手は、親族でも専門家でも可能です。本人の判断能力が不十分となったとき、申立てにより、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選び、支援が始まります(本ガイドラインでは詳述しませんが、[支援者等関係者向けの「成年後見制度利用ガイドライン\(支援者等関係者向け\)」](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/seinenkouken-guidelines.html)(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/seinenkouken-guidelines.html>)にて、詳細を紹介しています)。



項目	法定後見		
	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
判断能力の程度			
支援を受ける人（本人）の名称	被補助人	被保佐人	被後見人
支援する人（成年後見人等）の名称	補助人	保佐人	成年後見人
成年後見人等がすること（できること）	<p>① 財産管理：本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、本人の財産を適切に管理すること。具体的には、本人の預金通帳や保険証書などの保管、年金や保険金などの収入の受け取り、本人に必要な経費の支払い、それらの帳簿管理など。</p> <p>② 身上保護（監護）：ご本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等のこと。具体的には、ご本人の住居の確保及び生活環境の整備、介護契約、施設等の入退所の契約、治療や入院等の手続など。</p> <p>※ 「成年後見 Q&A」（裁判所ウェブサイト：旭川家庭裁判所）（https://www.courts.go.jp/asahikawa/vc-files/asahikawa/file/seinenkouken1.pdf）をもとに広島県作成</p>		
成年後見人等に付与される権限	<p>○同意権（取消権）</p> <p>○代理権</p> <p>※補助の開始には、「本人の申立て」または「本人の同意」が必要</p> <p>※日常生活に関する行為（生活必需品の購入等）は取消すことができません。</p> <p style="text-align: center;">狭</p>	<p>○同意権（取消権）</p> <p>○代理権</p> <p>※保佐の開始には本人の同意は不要だが、保佐人への代理権の付与には本人の同意が必要</p> <p>※日常生活に関する行為（生活必需品の購入等）は取消すことができません。</p>	<p>○取消権</p> <p>○代理権</p> <p>※後見の開始に本人の同意は不要</p> <p>※日常生活に関する行為（生活必需品の購入等）は取消すことができません。</p> <p style="text-align: center;">広</p>
<p>付与される（されうる）「同意権（取消権）」、「代理権」の範囲は、その判断能力に合わせて、補助<保佐<後見の順に広がっています。内容の詳細は裁判所ウェブサイト「成年後見制度パンフレット」を参照。</p>			
成年後見人等ができないこと	<p>成年後見人等は法律行為（契約等）や法律行為を行うための行動以外の行為は、その責任の範囲外の行為になるため行えません。</p> <p>また本人のみが決められることができること（結婚、離婚、養子縁組等）の代理行為も行えません。</p> <p>○食事の世話や介護をすること</p> <p>○本人の医療行為（手術等）に同意すること</p> <p>○結婚、離婚、遺言等に関すること 等</p>		

◆【コラム①】本人の死後の対応について

- 本人死亡後の事務については、基本的に成年後見人等の役割ではありません。成年後見人等は相続人に対して清算事務（管理していた財産の収支計算）により引き渡す財産を確定し、その権利者（相続人）に報告・引き渡すことが役割となります。
- その一方で、市町長申立てを行った方の場合、親族との関係性が希薄な場合が多いことから、成年後見人等の相続財産の引き渡しに困難な場合も想定されますので、親族の存否について、市町で把握されている場合には、あらかじめ情報提供を行っておくとよいでしょう。
- なお、法定後見の3類型の内、後見類型については、成年後見人が一部の死後事務を行うことができます（3つ目の行為には家庭裁判所の許可が必要なことに留意）。
 - ✓ 個々の相続財産の保存に必要な行為
 - ✓ 弁済期が到来した債務の弁済
 - ✓ 家庭裁判所の許可の上、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（上記2つに当たる行為を除く。）※「葬儀」に関する権限は成年後見人の事務に含まれていないことに留意

【参考】平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班「[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf)」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>）をもとに広島県作成

◆【コラム②】成年後見人等の職務の範囲について

- 成年後見人等に選任された経験のある方から、成年後見人等の職務の範囲を超えた対応を求められ、対応に苦慮することがある、とのお話を聞くことがあります。
（具体例）
 - ✓ （ご家族や支援者から）食事の世話や介護や死亡後の手続き、（病院から）医療行為に対する同意、など、成年後見人等の職務範囲（財産管理、身上保護）外の職務を求められる。
（職務範囲については [P8の表](#) を参照。なお後見類型において、一部の死亡後の手続きについては可能な場合もあります（[P9のコラム①](#)参照）。
 - ✓ 本人の成年後見人等として選任されたにもかかわらず、他の課題のある親族のことも頼まれる。
（成年後見人等は本人に対してのみ権限を与えられており、他の親族に課題があってもその親族のことは行う権限はありません。）
- このような状況になるのは、成年後見人等の職務範囲について、本人、ご家族、成年後見人等、行政や社協職員を含む関係者間で、それぞれ理解に違いがあることが原因と

思われます。

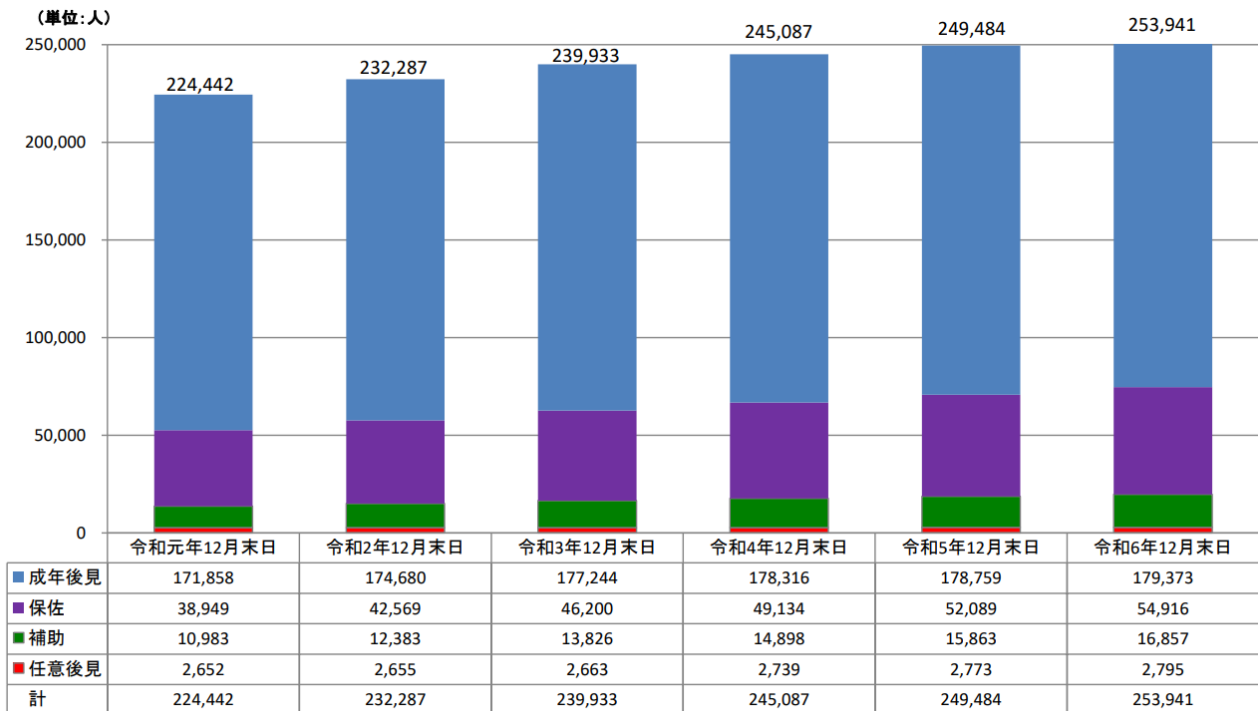
- 行政においては、後述の[地域連携ネットワーク \(P17\)](#) などを活用し、本人を中心とした関係者間で情報や認識の共有の取り組みを行い、適切に本人への権利擁護支援を行うことが期待されます。

【参考】「成年後見はやわかり」 「5 成年後見人などをお願いできないことは？」 (<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/person-05/>)

【近年の利用状況】

- 高齢社会の進行等の社会的要因から、成年後見制度の利用者は全国及び本県においても、年々増加しており、それに伴い、市町村長申立ての数も増加しています。
- 今後も、高齢社会の進行等に合わせ、利用者数の増加が見込まれています。

(全国の成年後見制度の利用状況)



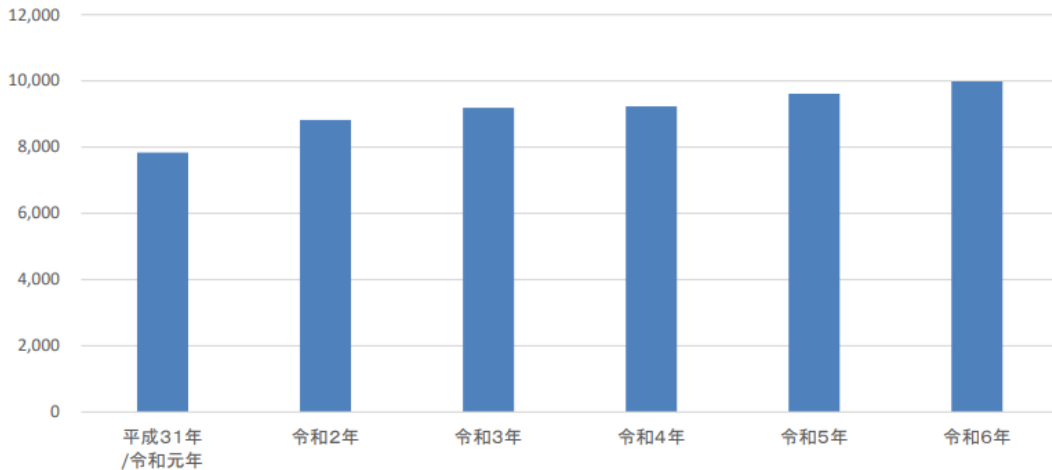
資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」及び「成年後見関係事件の概況—令和6年1月～12月—」より作成

出典: 「[成年後見制度の現状](#)」(厚生労働省: 令和7年5月)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001488704.pdf>)

(全国の首長申立て件数)

(単位:件)



	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市区町村長申立件数	7,840	8,823	9,186	9,231	9,608	9,980
総数に占める割合	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%	23.6%	23.9%

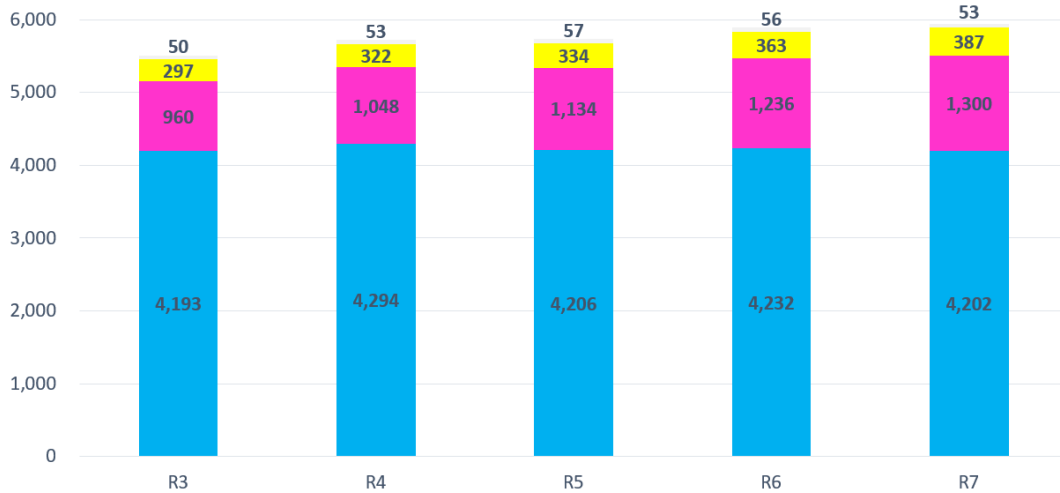
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。
 (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものの(41,681件)を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(41,620件)とは一致しない。

資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況(「令和2年1月~12月」から「令和6年1月~12月」分まで)」より作成

出典:「[成年後見制度の現状](#)」(厚生労働省:令和7年5月)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001488704.pdf>)

成年後見利用者数の推移(県内)



	R3	R4	R5	R6	R7
成年後見	4,193 76.2%	4,294 75.1%	4,206 73.4%	4,232 71.9%	4,202 70.7%
保佐	960 17.5%	1,048 18.3%	1,134 19.8%	1,236 21.0%	1,300 21.9%
補助	297 5.4%	322 5.6%	334 6.1%	363 6.6%	387 7.0%
任意後見	50 0.9%	53 0.9%	57 1.0%	56 1.0%	53 1.0%
計	5,500	5,717	5,731	5,887	5,942
(※参考:新規申立)	805	832	888	936	917

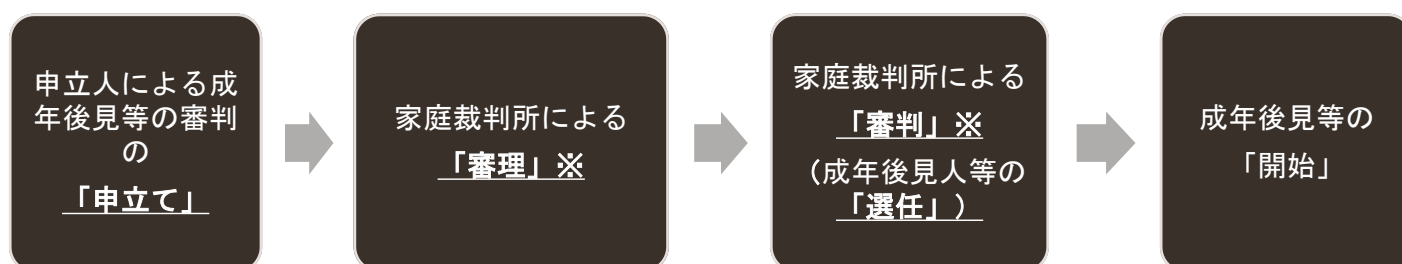
○本資料は、広島家庭裁判所管内で管理している本人数を集計したものであるが、その数値は、自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
 ○「利用者数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人(以下「本人」という。)の合計数であり、未成年後見人が選任された未成年者は含まない。
 ○対象となる本人の実際に住んでいる場所が広島家庭裁判所管内であっても、広島家庭裁判所(支部を含む。)以外の家裁が管理している本人は含まれない。
 ○利用者(本人)は、事件記録に基づき、後見等開始時点及びその後の変更届け出があった時点でシステムに登録した住所地により集計したものである。
 したがって、本人が実際に居住している場所が変更になったとしても、家庭裁判所にその旨の届出がない限り異動は反映されないことになる。

【広島家庭裁判所資料を基に広島県作成】

(3) 成年後見制度利用の手続き（概要）

【手続きの流れ】

- ここでは成年後見制度利用手続きの概要を説明します。手続きの詳細については、[第2章（P21以降）](#)をご覧ください。
- 成年後見制度を利用するに当たり、家庭裁判所への申立て、家庭裁判所による審理、審判（成年後見人等の選任）の手続きを経る必要があります。
- 申し立て先となる家庭裁判所は、原則として制度を利用する本人の「生活の本拠」（住民票の住所に限らず、実際に暮らしている場所）となっている場所を管轄する家庭裁判所になります。広島県内における[裁判所の管轄は P35](#)をご覧ください。



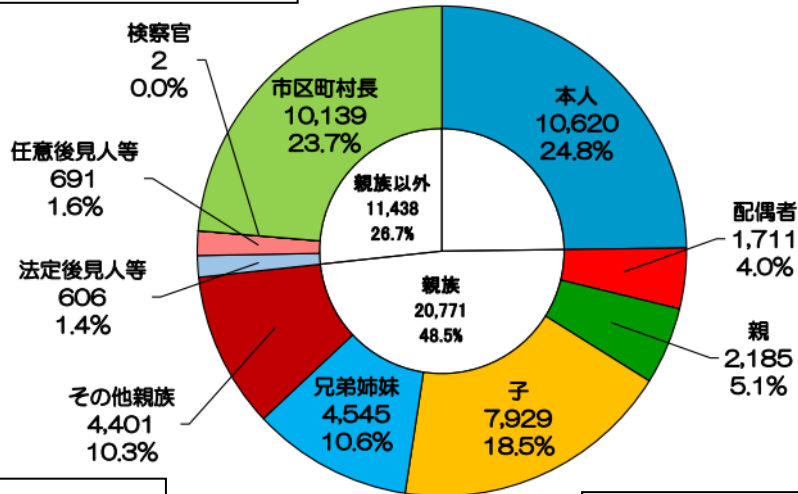
※「審理」においては、「家庭裁判所調査官による調査」や「精神鑑定」などが行われる場合があります。

※「審判」を行う場合、1枚の審判書内に、「後見開始の審判」と「成年後見人選任の審判」が併記されることとなります。（同一のタイミングで審判がされることとなります）

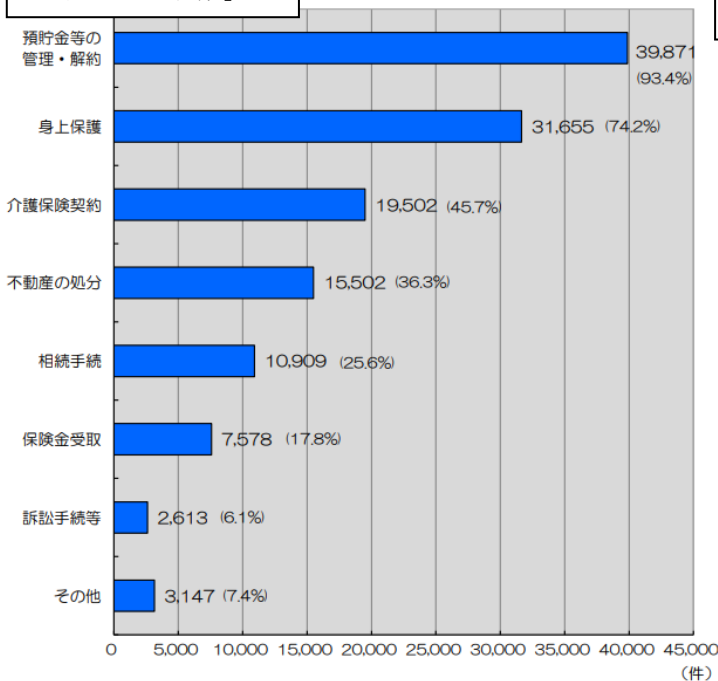
【申立人について】

- 申立てができるのは、法律（民法第7条等）に定められた人のみです。
 - ✓ 本人
 - ✓ 配偶者
 - ✓ 4親等以内の親族
 - ✓ 自治体の首長（市長、町長）（※民法でなく老人福祉法等の個別法が根拠） など
- ※本ガイドラインの説明対象は、「自治体の首長（市長、町長）」による申立て（首長申立て）となります。手続きの詳細は第2章に記載します（P21以降）。
- 令和7年の全国状況を見ると、申立人は多い順に、本人(24.8%)、市区町村長(23.7%)、子(18.5%)となっています。配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族を合わせると48.5%となり、ご家族からの申立が約半分、市区町村長、本人がそれぞれ2割強となっています。

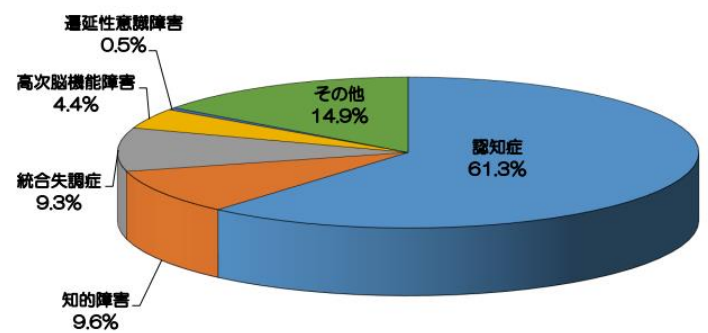
「本人と申立人の関係」



「申立ての動機」



【参考】「後見等開始原因」



出典：以上の3つの図はいずれも「[成年後見関係事件の概況](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/kouken/index.html)」：令和7年1月から12月まで（裁判所ウェブサイト）

【制度利用に必要なもの】

- 制度利用に当たっては、必要書類の提出と費用が必要になります。
- 必要書類については、詳しくは第3章の[裁判所ウェブサイトの各書式 \(P40\)](#)をご確認ください。

(主な必要書類)

- ✓ 本人情報シート (成年後見制度用)
- ✓ 診断書 (成年後見制度用)
- ✓ 申立書
- ✓ 本人の戸籍謄本 (全部事項証明書) ※申立書の添付書類として必要
- ✓ 申立事情説明書 等

○ また主に必要な費用については、次のとおりです。

時期	内容	負担する人	金額の目安
申立て準備	申立てに必要な診断書、戸籍等の取得費用	申立人 (※1)	数千円程度(ケースにより様々)
申立ての時	裁判所への申立て手数料	申立人 (※1)	1万円程度(成年後見の種類(後見、保佐、補助)で異なる)
申立て後(家庭裁判所が必要と考えたとき)	鑑定料	申立人 (※1)	数万円以上(ケースにより様々)
成年後見人等が選任された後	成年後見人等への報酬 (成年後見監督人等も選任された場合は報酬が必要です)	本人	ケースにより様々(諸事情を考慮し、家庭裁判所が決定)
同上	成年後見人等の事務費(活動に必要な経費(交通費、郵送費等))	本人	事務内容により様々

※1 申立人の負担が原則ですが、制度を利用する本人の負担とする旨の申し出をすることができます。当該申し出を受けた家庭裁判所から本人負担とする裁判があれば本人の負担となります。(P36のQ&A3もご覧ください) この場合でも、一旦は申立て費用の立替払いを行う必要があります。(後日、本人負担の審判が出た後に、本人から戻入されることとなります。)

※2 申立て手続きを専門職(弁護士、司法書士等)に依頼した場合には追加で費用が必要になります。

※3 申立て費用及び後見報酬について、市町から助成される場合があります。(要件に当てはまらず助成の対象外となる場合もあります。)詳しくは後述の「[成年後見制度利用支援事業](#)」(P17)をご覧ください。

※4 費用負担の大小ではなく、本人や支援者の状況に応じ、誰が申立てを行うのが最も本人のためになるのかを前提に、申立てを検討する必要があります。

2 成年後見制度に関連する諸制度

(1) 福祉サービス利用援助事業(広島県での通称「かけはし」)について

【※国庫補助事業名:日常生活自立支援事業】

【概要】

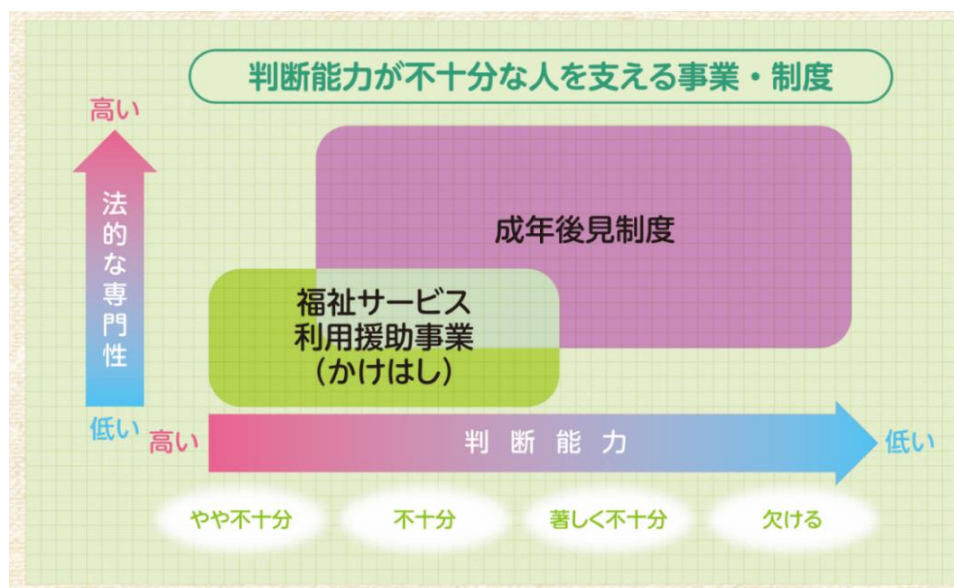
○ 福祉サービス利用援助事業(「かけはし」)は、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援する事業です。

- 実施主体は広島県社協並びに広島市社協で、広島県社協は事業の一部を、広島市を除く22市町の社協に委託しています。
- 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）は、本人の意思に基づき、社協との契約により支援を行います。
- 本人や世帯が抱える課題に応じて支援計画をたて、市町社協の職員（専門員）と、生活支援員（市町社協に登録している地域住民）が連携して支援します。

【かけはしと成年後見制度の違い】

制度	本人の課題	支援内容
「かけはし」	認知症や障害等により判断能力が十分ではなくなってきたため、日常生活を送るために必要な福祉サービスの利用手続きや公共料金の支払い、お金の管理等が一人では不安になってきた。物忘れも多くなり、通帳をどこに収めたか、分からなくなることもある。そのため、支援が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用のお手伝い ・日常的な金銭管理のお手伝い ・通帳や大切な書類等の預かり
成年後見制度	判断能力が不十分なため財産管理や日常生活に支障が生じている。そのため財産管理や日常生活のことを決めるのに支援が必要。 （支援を行う成年後見人等に同意権（取消権）や代理権が付与される）	<ul style="list-style-type: none"> ・付与された同意権（取消権）、代理権に基づき、財産の管理、身上の保護を行う（具体的な内容はP8をご覧ください）

- 「かけはし」を利用できるのは、①判断能力が不十分な人 ②契約の内容を理解することができ、かけはしを利用する意思のある人です。
- そのため、判断能力が欠ける状態である「後見」相当の方は「かけはし」の支援対象とはなりません。
- また「かけはし」には成年後見制度のような同意権（取消権）や代理権の付与はなく、判断能力の不十分な方に対しては、十分な支援が行えない場合があります。



出典：「生活支援員活動ハンドブック」（広島県社会福祉協議会）（<https://www.hiroshima-fukushi.net/fukushi-wp/wp-content/uploads/2020/02/%E2%91%A7%E7%94%9F%E6%B4%BB%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%93%A1%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF%EF%BC%88%EF%BE%8B%EF%BE%9F%EF%BE%9D%EF%BD%B8.pdf>）

○ 「かけはし」には3つの支援があり、内容は次のとおりです。

支援内容	利用料	備考
(1)福祉サービスの利用手続きのお手伝い	1,500 円／1 回	
(2)生活に必要なお金の出し入れのお手伝い	1,500 円／1 回	
(3)通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり	2,000 円／1 か月	広島市を除く

※契約を結ぶまでの相談は無料

※生活保護受給者については、預かりサービス利用料のみ負担

ただし、市町社協によって、別途、利用料に関する規程を設けている場合があります

※支援のために必要な実費については、本人の負担

【事業詳細・根拠】

○ 事業詳細については「福祉サービス利用援助事業かけはし」（広島県社会福祉協議会）（https://www.hiroshima-fukushi.net/hkso2/prefectural3/01kakehashi_01/）をご覧ください。

○ 法的根拠は社会福祉法第2条第3項第12号です。

福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(2) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成制度）

- 前述のとおり、成年後見制度では、その申立て費用は申立人が負担し、成年後見人等への報酬は、本人財産から支払うことになっています。そのため資力の無い人や少ない人は制度利用が困難となる場合があります。
- 判断能力が不十分な方の保護を図る必要がある場合、本人の資力の有無に関わらず制度を利用できるようにするため、資力の無い人や少ない人に対して、申立てに要する経費及び成年後見人等の報酬の全部又は一部について、公的な援助を行う制度が「成年後見制度利用支援事業」です。
- 事業名称は同一ですが、高齢者関係と障害者関係の2つの制度があります。
 - ・ 高齢者関係：（介護保険法に基づく）地域支援事業－任意事業
 - ・ 障害者関係：（障害者総合支援法に基づく）地域支援事業－必須事業
- 各市町ご担当者においては、全国どの地域においても、必要な方の制度利用を促進するため、以下の点の助成を可能とするなど、適切な事業の実施についてご留意ください。
 - ① 市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬
 - ② 生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬
 - ③ 成年後見等監督人が選任される場合の報酬
- 詳細はつぎの厚労省事務連絡を参考にしてください。

参考：[「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」（令和4年10月17日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）](https://www.mhlw.go.jp/content/001001934.pdf)（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001001934.pdf>）

3 中核機関について

(1) 中核機関の概要

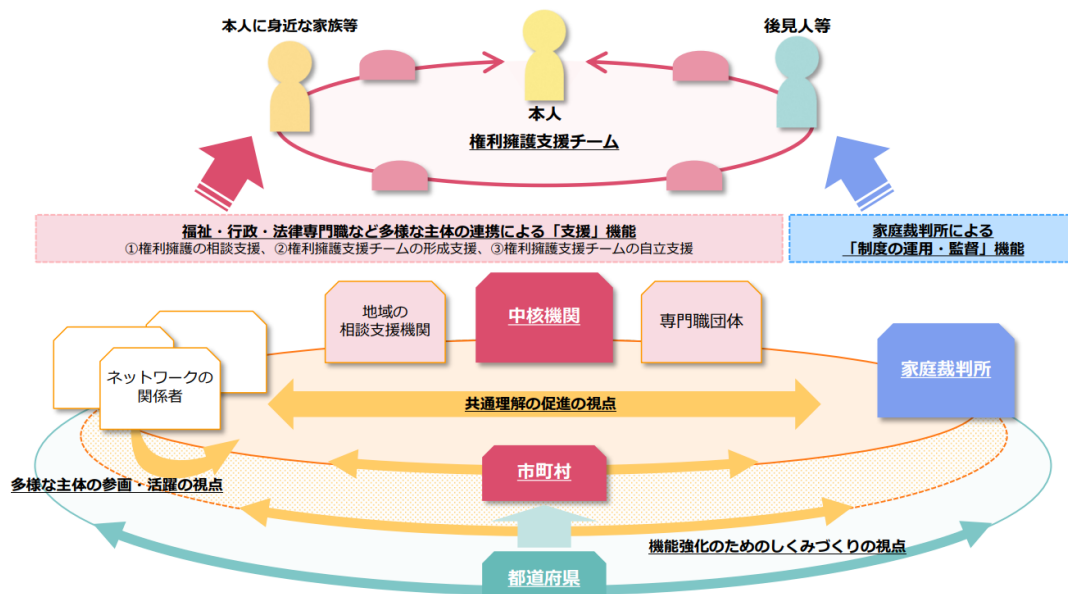
- 中核機関とは、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」のP24に記載されている「地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制」のことを言います。
- ここで地域連携ネットワークとは「地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」を言い、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする仕組みのことです。
- 近年、様々な課題を抱える方を支えていくため、このようなチームで、権利擁護支援が必要な方を支援する仕組みの重要性が高まっています。（成年後見制度を利用する場合に限定されないことに注意してください）
- この仕組みには、地域を「包括的」にネットワーク化するだけでなく、市町単位や県単位など「多層的」にネットワーク化していくことも求められおり、
 - ✓ 本人を支える「権利擁護支援チーム」

- ✓ 権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議する「協議会」
 - ✓ 地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核となる機関（中核機関）」の3つの仕組みから成り立っています。
- 市町においては、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、中核機関の整備とコーディネート機能の強化が求められています。（第二期成年後見制度利用促進基本計画のKPIにも掲げられています）

（2）中核機関の役割

- 中核機関は地域連携ネットワークのコーディネート役として、その所管内の地域において、①広報機能、②相談機能、③制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つを進めていくことが期待されます。
- 中核機関のコーディネート機能は首長申立てを実施する場合においても、広報・相談における情報の入手、受任調整会議、成年後見人等への支援などにおいて重要な役割を持っています。
- そのため、中核機関を整備している市町はその機能強化が、未整備の市町はその整備が望まれます。（中核機関自体の整備が難しい場合でも、その機能と同等又は類似した機能を備えることが大切です。）
- 詳細は、第一期、及び第二期成年後見制度利用促進基本計画をご確認ください。
 - ✓ 「第一期成年後見制度利用促進基本計画」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku1.pdf>）
 - ✓ 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>）

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**」である。「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみからなる。



出典：「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000917337.pdf>）

4 意思決定支援について

(1) 意思決定支援の概要

- 裁判所や厚生労働省で構成するワーキング・グループが示すガイドラインの定義では、成年後見制度等の権利擁護支援の場面における意思決定支援とは「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、成年後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動」とされています。
- この定義は、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）をメンバーとする意思決定支援ワーキング・グループにおいて検討・策定された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について」より抜粋したものです。

(2) 意思決定支援の意義

- 意思決定支援が必要とされた背景には、これまで成年後見制度が、ときに本人の意思と異なる運用をされた事例があるという反省に基づいています。
- 今後、成年後見制度を利用する際には、本人の意思尊重の視点を十分に考慮し、代理権等を備える成年後見人等の考えや意見による「代行決定」は最小限に留め、本人にとってより良い権利擁護支援を目指していく必要があります。

【参考】

- 『「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について（意思決定支援ワーキング・グループ）』（裁判所ウェブサイト）（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp00/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html）
- 「成年後見はやわかり」「意思決定支援について総合的に学ぼう」（<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>）

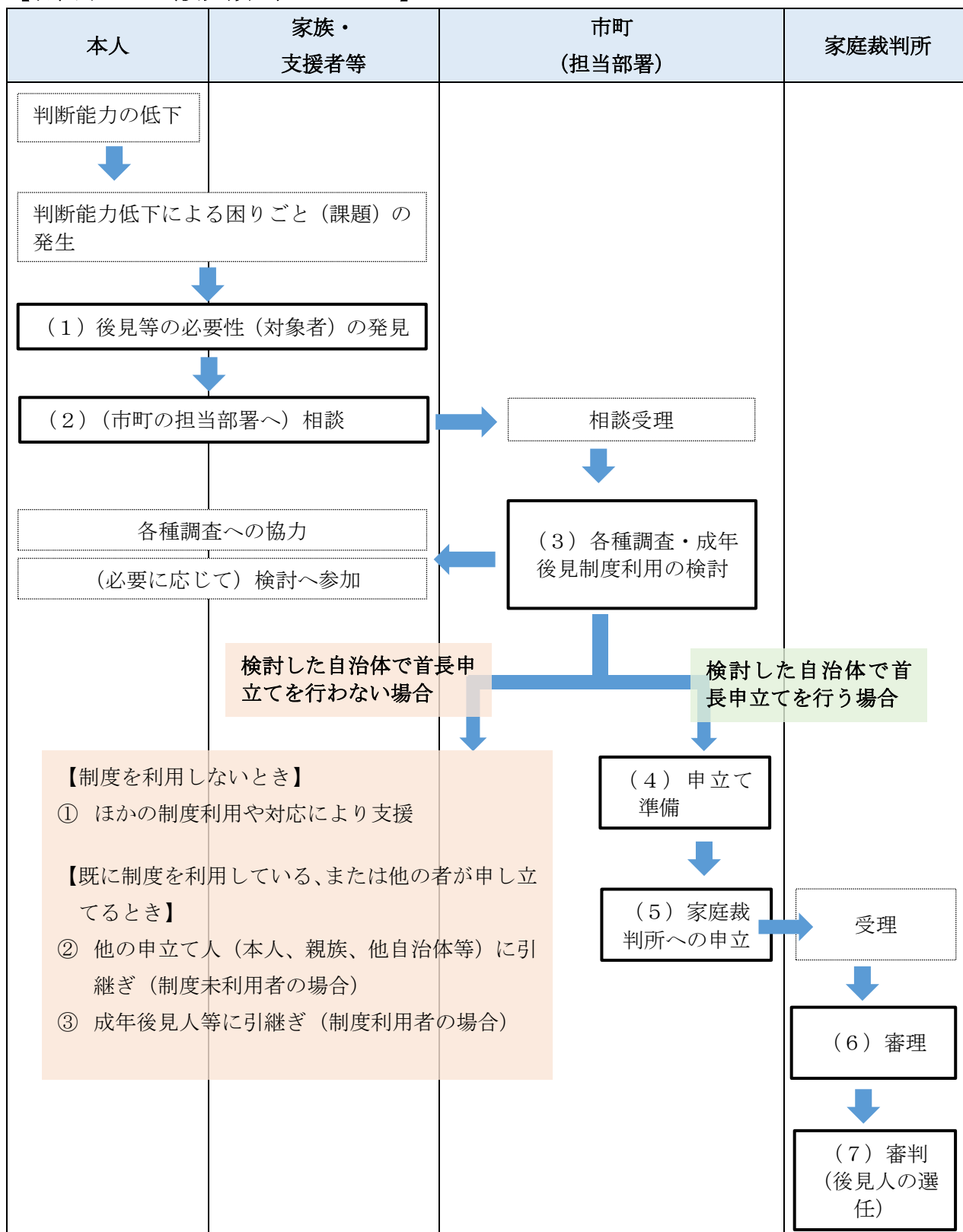
第2章

首長申立ての実務

- 1 首長申立ての手続き
- 2 首長申立て後の対応
- 3 首長申立てをしない場合の対応

1 首長申立ての手続き

【首長申立て（後見類型）のフロー】



※ 保佐類型で代理権を付与する場合、補助類型の場合、「(4) 申立て準備」までに本人の同意を得る必要があります。

(1) 後見等の必要性（対象者）の発見

- 判断能力の低下がみられる本人やその関係者（家族や支援者等）による、生活を送る上での困りごと（課題）が発見（認識）されます。困りごとの内容によっては、成年後見制度で対応する必要が生じます。

(2) (市町の担当部署へ) 相談

- 本人やその関係者から、成年後見制度を利用した方が良いのではないかと、首長申立てができないか等の相談・情報提供等により、市町の担当部署（または中核機関）で課題が共有されます。
- その課題について、本人の意思を尊重したうえで、どのような手段が解決に繋がるのかを検討するため、情報提供者が把握している情報をしっかり確認しておく必要があります。

(3) 各種調査・成年後見制度利用の検討

【調査】

- 成年後見制度を利用する可能性を確認するため、各種調査を実施します。

(主な調査内容)

✓ 本人調査

得られていない本人の日常生活の状況や財産状況等、成年後見制度利用の検討に必要な情報を確認します。

✓ 親族調査

主に戸籍調査を実施します。成年後見制度利用の検討には、2親等の親族の有無、申立ての意向があるか及び3親等、4親等の親族の有無等の調査が必要となります。[\(P26「①親族調査の範囲」を参照\)](#)

✓ 成年後見登記事項の確認

本人が既に成年後見制度を利用していないか（成年後見人等が選任され、登記されていないか）確認します。確認先は法務局となります。

窓口の場合：東京法務局または広島法務局

郵送の場合：東京法務局

※参考：[「成年後見登記に関する登記事項証明書及び登記されていないことの証明書の申請について」](#)（広島法務局）(<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/static/hiroshimao1072.htm>)

【検討】

- 相談や調査で得られた情報から、成年後見制度の利用について検討します。また事前検討→調査→再度検討といったように調査と検討はその順番が前後することもあります。
- 検討の際には行政、社協の職員だけでなく、(本人の)[「権利擁護支援チーム」](#)、[「協議会」](#) (P17 参照) 等、本人の支援者等を含む関係者間での情報共有や検討

を行うことが望ましいです。また、有識者や関係者等を集めた検討会議や審査会等を開催し、成年後見制度の利用や首長申立ての要否などの判断を行う方法もあります。

(主な検討内容)

✓ 制度利用について

成年後見制度の利用により、本人の課題を解決できるか確認します。解決できない場合、ほかの権利擁護支援の検討も必要です。またその際には周囲の支援者の意見だけでなく、本人の意思確認も重要です。(P19 参照)

✓ 首長申立てについて

申立て意向を持つ親族はいないか、保護の必要はあるかなど、首長申立ての要件を満たしているか確認します。(P29「②首長申立ての要件」を参照)

✓ 申立て自治体について

首長申立てを行う自治体はどこか、厚労省事務連絡の基準等を確認します。(P30「③申立て自治体を決める判断要素」を参照)

【調査・検討の結果】

○ 調査・検討の結果、次のような場合には、(当該自治体による)首長申立てを行わないこととなります。

✓ 成年後見制度の利用が本人の課題解決に結びつかないと考えられる場合

他の支援方法(「かけはし」の利用や継続的な見守り等)を検討してみてください。

✓ 申立て意向のある親族がいる場合

当該親族へ申立てを引き継ぐため、連絡をしてください。また行政や社協としては合わせて別の支援方法(継続的な見守り等)も検討してみてください。

✓ 既に成年後見制度を利用している場合

当該成年後見人等に連絡してください。

✓ 他の自治体が申立てをするべき場合

当該その他の自治体に申立てを引き継ぐため、連絡をしてください。

★ 受任調整会議の重要性について

○ 首長申立てを行う場合には、有識者や関係者等を集めた検討会議や審査会等を活用し、適切な成年後見人等を選任するための受任調整会議を行い、家庭裁判所への申立て時に推薦する成年後見人等候補者を検討しておくことは、効果的な制度利用に繋がります。

○ 受任調整会議を行うことで、本人の現状を関係者で共有し、より適した成年後見人等の選任に繋がると考えられ、本人も課題解決に適した、また相性の良い成年後見人等が選任されることで制度利用のメリットを感じやすくなります。また申立ての手続きの短縮や申立て後の成年後見人等への円滑な引継ぎなどにも繋がります。

○ なお、受任調整会議の開催は、中核機関の4つの機能のうち、③制度利用促進機能の一部に位置付けられるものです。(P18 参照)

(4) 申立て準備

- 関係機関と連携しながら、申立てに必要な各種様式を作成します。[P40 に裁判所が HP で公開している書式一覧](#)を掲載していますのでご確認ください。

(5) 家庭裁判所への申立て

- 本人の「生活の本拠」（住民票の住所に限らず、実際に暮らしている場所）となっている場所を管轄する家庭裁判所に必要書類を提出します。[広島県内における裁判所の管轄は P35](#)をご覧ください。
- 申立てに当たり、申立て費用の予納を行います。

(6) 審理（家庭裁判所）

- 申立書が受理されると、家庭裁判所による書類の審査や必要な調査等が行われ、審理結果を総合考慮して審判がなされます。

(7) 審判（成年後見人等の選任：後見等の開始）

- 後見等の開始について審判がなされ、審判書謄本が成年後見人等に届いてから2週間以内に不服申し立てがなされなければ、審判の法的効力が確定します。（後見等の開始）

★ 後見類型の違いによるポイント

【本人の同意について】

- 後見類型は3つ（補助、保佐、後見）ありますが、補助の申立て、保佐人への代理権付与には本人の同意が必要となります。なお、手続き上、本人の同意が必要ないとしても、本人の意思決定を尊重する観点から、申立てに先立って本人へ説明を行い、内容を理解してもらうように努めることは、後見類型の違いによらず、すべての類型で必要と考えられますのでご注意ください。
- 手続き上、本人の同意が必要となる場合、フローチャートの「(4) 申立て準備」として本人の同意をいただき、同意書を準備の上、「(5) 家庭裁判所への申立て」において家庭裁判所へ同意書を提出する必要があります。

【権限付与の範囲について】

- 本人の同意を得るに当たり、本人の状態等を考慮し、本人に必要な支援の内容を検討したうえで、補助人や保佐人に付与すべき権限（同意権や代理権）を適切な範囲とすることも重要です。
- 付与する権限をしっかりと検討しておくことで、本人の同意を得やすくなる、後の本人とのトラブル防止に繋がる、選任後、補助人や保佐人がスムーズに本人に必要な支援を行うことができるなどのメリットがあります。

★ 手続き上のポイント

- 情報が入ったあと、(成年後見制度を利用して) 解決したい課題を整理することが重要です。成年後見制度を利用する理由がない場合や、利用しても解決できない場合は、他の手段を検討することも重要です。(判断能力が低下したからといって、成年後見制度の利用は必須ではありません)
- 本人の同意を必要としない場合でも、本人や親族への制度等に関する説明は丁寧に行うことが重要です。(虐待事案など説明することで本人に不利益が考えられる場合は除く。) 特に、成年後見制度の利用を始めたら基本的には本人が亡くなるまで継続すること、成年後見人等には報酬の支払いが発生しうることの説明は重要です。
- 親族による虐待事案には、慎重な対応が必要となります。[P27 もご確認ください](#)。

◆ 【コラム③】 成年後見人等の選任までの期間に本人の保護が必要となった場合について
(「審判前の保全処分」や「緊急事務管理」の活用について)

- 申立てを行ってから成年後見人等の選任までには、ある程度の期間が必要となります。
([法務省 HP 「成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A」の Q23](#)によると、多くの場合、申立てから後見等の開始までは4か月以内となっています。)

出典：「[成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A](#)」(法務省) (<https://www.moj.go.jp/MINJI/m inji17.html>)

- 成年後見人等が選任されるまでの期間において、本人の保護が必要となった場合、「審判前の保全処分」や「緊急事務管理」を活用して、本人保護を図ることが可能です。
- 「審判前の保全処分」と「緊急事務管理」の大きな違いとして、「審判前の保全処分」は裁判所が管理者を選任する一方、「緊急事務管理」は管理者が誰かに選任されるのではないという点があります。(「緊急事務管理」では、「義務なく他人のために事務の管理を始めた者」と民法第697条に記載されています)

そのため、経済的虐待案件で緊急性が高く成年後見人等の選任までに本人の財産が侵害されるおそれがある場合など、より明確な法的根拠・法的権限に基づいて本人保護を図った方がよいと考えられるような場合には、「審判前の保全処分」が有効です。

【審判前の保全処分(根拠：家事事件手続法第126条(後見)、第134条(保佐)、第143条(補助))】

- 後見等の申立てを行った際に、当該申立人から「審判前の保全処分」の申立てを裁判所に行います。審判前の保全処分に当たっては、①審判開始の蓋然性があること、②保全の必要性があることの二つが要件となります。手続きの詳細は、後見等の申立てを行う裁判所に確認してください。
- 「審判前の保全処分」は、後見等の申立てについての審判が効力を生じたら(成年後

見人等が選任されたら)、その効力を失います。

【緊急事務管理（根拠：民法第 697 条、第 698 条）】

- 「緊急事務管理」を活用し、本人の財産等を保護（金銭管理等）する具体的な運用においては、金融機関等の関係機関に制度を理解していただく必要もあることから、先行自治体（社協）では、制度運用のための要綱等を制定し、関係機関に説明をするなどの対応をしているところがあります。
- また緊急事務管理は一度始めると、成年後見人等にその事務を引き継ぐまで終了できないなどの条件もあることから、要綱等を整備して、検討会議での検討・決定の上で、実施するなど、他に行う者がいないときに、組織的な判断の下で実施する仕組みが重要です。

参考：「後見等の開始までの期間の判断能力の低下した高齢者等への対応について」（令和 8 年 3 月 19 日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知）（厚労省）

(8) その他（相談の多い内容について）

【①親族調査の範囲】

- 親族調査の趣旨は、首長申立ての根拠となっている法律の規定（P29 参照）に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」、かどうかを確認するために行うものです。

参考：「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和 3 年 11 月 26 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000983170.pdf>）

- 上記の厚労省通知の内容を整理すると次の 2 つの表のとおりです。

（◆1 基本的な考え方）

親族調査の種類	内容	調査内容等
戸籍調査	親族の有無を確認することを目的とする調査	✓ 2 親等以内の親族の有無を確認する ✓ 上記の結果、2 親等以内の親族がいない場合であっても、3 親等または 4 親等の親族であって申立てを行うものの存在が明らかであるときは、首長申立ては行わないことが適当
意向調査	親族が申立てを行う意	✓ 意向確認ができないことを理由に事務を

	向があるかを確認する目的で行う調査	<p>中断することなく、迅速に首長申立てを行うよう努めること</p> <p>✓ 親族の病気や所在不明等により親族からの申立てが期待できないときは、省略可能</p>
利用意見調査	成年後見制度を利用開始すること等への意見を認める目的で行う調査	<p>✓ 親族の同意は制度利用の要件（必要）ではない</p> <p>✓ 上記を踏まえて、親族の同意が得られないことを理由に事務を中断することなく、迅速に首長申立てを行うよう努めること</p>

○ なお、報道等でトラブルも確認されていることから、厚労省通知を前提とし、本人保護の必要性に注意しつつも、必要十分な親族調査（特に申立て意向がある親族がいないかどうかの確認）が行えるように努めることが重要です。

○ また、本人への虐待事案など緊急性が高い場合には、状況等が悪化することのないよう、虐待者へは慎重に対応するとともに、並行して申立て事務を行うなど迅速な対応を行う必要があります。

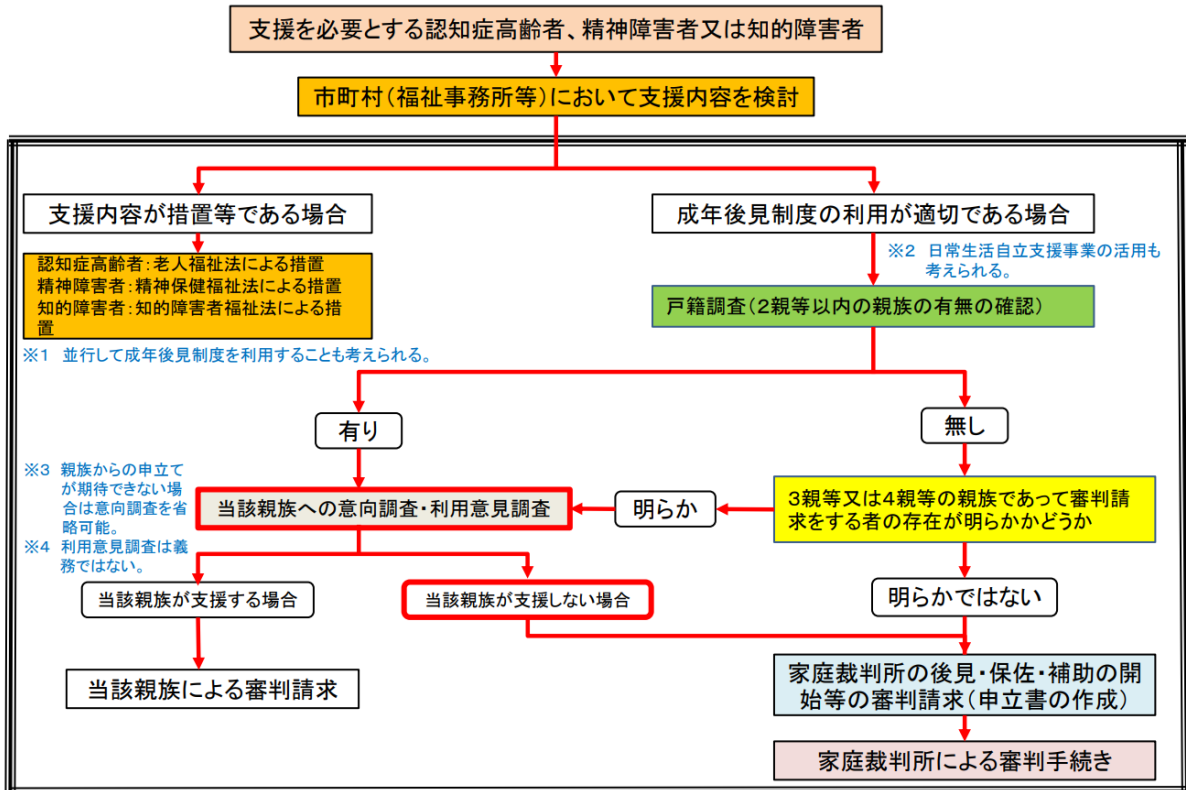
（◆2 虐待等の緊急事案の場合）

親族調査の種類	内容（虐待事案など緊急性が高い場合）
戸籍調査	<p>✓ 本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施。</p> <p>✓ ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得る。</p>
意向調査	<p>✓ 虐待等の緊急事案においては省略することができる。</p> <p>✓ 一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。</p> <p>✓ ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。</p>
利用意見調査	<p>✓ キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。</p>

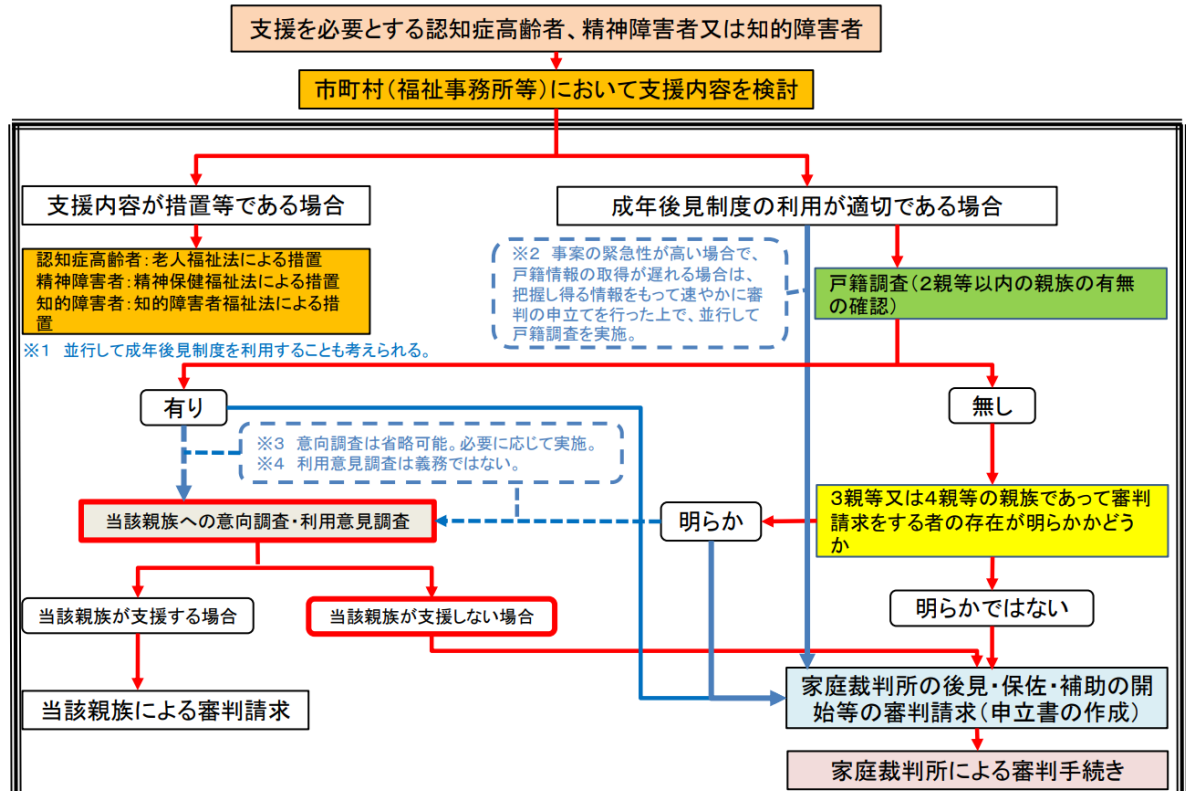
【参考】『『成年後見制度における市町村長申立の適切な実施 及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査 研究事業』 中間報告』（厚生労働省）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001060298.pdf>) より、以下の2つの図を抜粋

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待等の緊急事案ではない場合



市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



【②首長申立ての要件】

- 首長による申立ては、成年後見制度の根拠である民法には規定されていませんが、判断能力の不十分な方を支援するため（行政が補完するため）、関連する他の法律において規定されています。
- したがってこの趣旨を前提に、首長申立てありきではなく、本当に首長申立てが必要なケースなのか、検討する必要があります。（[P5「成年後見制度とは【導入経緯】を参照](#)）

- 首長申立ての法的根拠は次のとおりです。

対象者	根拠法	条文
認知症高齢者等	老人福祉法第32条	市町村長は、六十五歳以上の者につき、 <u>その福祉を図るため特に必要があると認めるときは</u> 、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。
知的障害者	知的障害者福祉法第28条	市町村長は、知的障害者につき、 <u>その福祉を図るため特に必要があると認めるときは</u> 、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11条の2	市町村長は、精神障害者につき、 <u>その福祉を図るため特に必要があると認めるときは</u> 、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

※民法第7条（後見）、第11条（保佐）、第15条（補助）のそれぞれの審判を定めている

※65歳未満の者（例：若年の認知症患者）についても、老人福祉法第五条の四に「六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）」との記載により、適用範囲に含まれる場合があります。

- 要件としては「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」となっています。この要件をさらに分解すると、次の2点に分けられます。
 - ✓ その福祉を図るため
 - ✓ 特に必要があると認めるとき

- これらについて、[『『老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び『成年後見制度利用支援事業』に関する Q&A について』の一部改正について』](https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000554118.pdf)（平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡）（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000554118.pdf>）によると、次のように示されています。

法律上の要件	厚労省事務連絡の文言	具体的には・・・
その福祉を図るため	市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合	高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断されるとき
特に必要があると認めるとき	親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、	2 親等の親族がいないときまたはいても音信不通の状況にある場合であって、3 親等、4 親等の親族も明らかでない場合 等（※）

※その他具体例：2 親等の親族がいてもその親族が申立能力を欠く場合 など

- 本人保護が特に必要な場合に首長申立てを躊躇する必要はありませんが、法律に「特に必要があると認めるとき」とあるように、まずは本人や親族等による申立てを検討してください。
- 上記事務連絡は、老人福祉法の規定の解釈ですが、その趣旨は障害関係の法律にも同様に及ぶと考えられますので、上記を参考に首長申立てを行うかどうか、検討を行ってください。

参考：[『『老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び『成年後見制度利用支援事業』に関する Q&A について』の一部改正について』](https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000554118.pdf)（平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡）（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000554118.pdf>）

【③申立て自治体を決める判断要素】

- 成年後見制度の利用が必要と思われる方が複数のサービスを利用しているなど、いずれの自治体が首長申立てを行うか、明確でない事例がある場合、次の厚生労働省の事務連絡が参考になり、一定の基準が示されています。

参考：[『『市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について』の Q & A について』](https://www.mhlw.go.jp/content/000983191.pdf)（令和 3 年 11 月 26 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長事務連絡）（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000983191.pdf>）

○ 上記の厚労省通知の内容を整理すると次の表のとおりです。

状況	原則として首長申立てをする自治体の基準
生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※1）	生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。）
措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関（措置から契約に切り替わった場合を除く。）
住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているとき、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※1） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※2） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

○ 上記の基準によりがたい場合、以下の考慮事項を参考にしながら、関係自治体で協議することとされています。

（考慮事項）

- ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。
- イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに成年後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）
- ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所（※）にて行う必要があること。

※「ウ」について、前述の[『「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ & Aについて』（令和3年11月26日厚生労働省事務連絡）](#)では、上記のとおり記載されています。

この点、広島家庭裁判所管内においては、住民票上の住所にかかわらず、本人が実際に住んでいる場所を管轄する裁判所に請求する運用としています。

- なお、1 か月をめどに、関係自治体で協議が整わない場合は、広島県（地域共生社会推進課）に協議を行ってください。
 - ※ 協議方法、協議様式について定めはありません。メールや電話で構いませんので、まずは広島県にご連絡ください。

- 上記の課題以外でも、関係自治体で調整が必要な課題で、協議を行っても調整ができないことがありましたら、広島県にご相談ください。

2 首長申立て後の対応

【成年後見人等へのフォローについて】

- 成年後見人等の選任後、成年後見人等のみに本人等の対応が任せられ（他の支援が途絶え）、成年後見人等が孤立する場合があります。

自治体としては、成年後見人等を含めた「権利擁護支援チーム」を形成支援するとともに、「権利擁護支援チーム」や首長申立て実施を決定した会議体（地域の「協議会」など）、中核機関での取組みを通じて、継続的にフォローをしていくことが望まれます。

[（本人を支える「地域連携ネットワーク」、「権利擁護支援チーム」などのイメージは P18 をご確認ください）](#)

3 首長申立てをしない場合の対応

【成年後見制度を利用するが、首長申立てはしない場合】

- 首長申立てをしない場合にも、成年後見制度を利用すべき事案の場合（例えば親族が申立てを行う意向を示したなど）、相談があったことをリスト化するなどして、継続的に「権利擁護支援チーム」や地域の「協議会」等で、モニタリングや見守り等のフォローを継続することが望まれます。

【成年後見制度を利用しない場合】

- 成年後見制度以外の支援例としては、次のものが考えられます。支援の必要に応じて柔軟に対応していくことが必要です。
 - ✓ 権利擁護支援チームによる見守り
 - ✓ 意思決定の支援
 - ✓ 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）の利用
 - ✓ 虐待やセルフネグレクトの対応
 - ✓ 消費生活センターの相談対応 など

第3章

参考資料

- 1 県内問い合わせ先一覧
- 2 首長申立て Q&A・事例
- 3 関連様式等
- 4 ガイドラインの作成経過
- 5 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ【委員等名簿】
- 6 参考資料等

1 県内問い合わせ先一覧

【県内問い合わせ先】

区分	名称	電話番号
行政機関	広島県（健康福祉局地域共生社会推進課）	082-513-3136
社会福祉協議会	広島県社会福祉協議会（地域福祉課）	082-254-2300
その他	広島弁護士会	082-228-0230
	法テラス広島	0570-078352
	広島司法書士会 リーガルサポート広島県支部	082-511-0230
	公益社団法人 広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま	082-254-3019
	広島県行政書士会 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンタ ー広島県支部	082-243-5776
	一般社団法人社労士成年後見センター広島	082-836-4487
	中国税理士会 成年後見支援センター	082-249-6229
	一般社団法人 広島県精神保健福祉士協会	0829-30-6014
	広島公証人会	082-247-7277
	司法機関	広島家庭裁判所本庁
呉支部		0823-21-4992
尾道支部		0848-22-5286
福山支部		084-923-2806
三次支部		0824-63-5169

【家庭裁判所の県内管轄】

区分	管轄市町
広島家庭裁判所本庁	広島市、廿日市市、東広島市、大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
呉支部	呉市、江田島市、竹原市、大崎上島町
尾道支部	尾道市、三原市（※大和町は本庁管轄）、世羅町（※旧世羅西町区域は三次支部管轄）
福山支部	福山市、府中市、神石高原町
三次支部	三次市（※甲奴町は福山支部管轄）、庄原市（※総領町は福山支部管轄）、安芸高田市（※八千代町は本庁管轄）

2 首長申立て Q&A・事例

【首長申立て Q&A】

Q1 本人を虐待している親族がいる場合の首長申立ての注意事項はありますか

A1 虐待をしている親族に成年後見制度の利用検討状況を知らせない方が良い場合には、知らせる必要はありません。

関係者間で情報共有するとともに、裁判所に申し立てる際には、その情報を記載すべきか検討し、記載するとしても、情報の秘匿の申し出などを裁判所に相談（※）しておきましょう。

※ 親族等の第三者から事件記録の閲覧・謄写（コピー）をしたい旨の申請が裁判所であった場合に、裁判官がこれを許可するかどうかを判断することになります。

申立人が家庭裁判所に提出する書面の中に、（家庭裁判所による）審理に必要な書面であるが、（第三者からの）閲覧・謄写の範囲外としてもらいたい旨の希望がある場合には、裁判官が閲覧等を許可するかどうかの判断をするための資料として、「[非開示希望の申出書（リンク先を確認してください）](#)」（裁判所ウェブサイト：広島家庭裁判所）（<https://www.courts.go.jp/hiroshima/vc-files/hiroshima/kasai/kaji/hikaijikibou/051r6hikaijikiboumouhide.docx>）の提出をお願いしています。

Q2 審判にかかる期間はどのくらいですか

A2 事案の複雑さや、成年後見人等受任者の調整状況にもよりますが、多くの場合4か月以内です。

出典：「[成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A](#)」（法務省）（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>）

Q3 首長申立ての費用は、市町の負担になりますか

A3 原則として申立人の負担となるため、首長申立てを行った場合は、申立てを行った市町の負担となります。

ただし、特別な事情がある場合には、家庭裁判所は申立人以外の関係人に費用の全部または一部の負担を命ずることができるものとされています。（家事事件手続法第28条）

申立ての際に、P40掲載の書式「申立書」内の「手続き費用の上申」欄に、「手続き費用については、本人の負担とすることを希望する。」というチェック欄があります。こちらにチェックすることで、家庭裁判所に判断を申し立てることができます。

※「成年後見制度利用促進ポータルサイト成年後見はやわかり」のQ&Aもご確認ください。

○「[成年後見はやわかり](#)」自治体・中核機関のみなさまへ 成年後見制度利用促進よくあるQ&A（<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>）

※また、裁判所ウェブサイトのQ&Aも参考になります。

○「[裁判手続 家事事件 Q&A](#)」「[第12 成年後見について](#)」（裁判所ウェブサイト）（https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kazi/index.html#qa_kazi54）

※法務省HPも参考にしてください。

○「[成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A](#)」（法務省）（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>）

【首長申立て事例】

◆事例目次

- ✓ 事例1 【支援者不在のため、金銭管理等の支援の必要なケース】
- ✓ 事例2 【重度の認知症かつ資産額が大きいため、金銭管理等の支援の必要なケース】
- ✓ 事例3 【家族の使い込み（経済的虐待）に対応したケース】
- ✓ 事例4 【施設入所を検討するにあたり、成年後見制度の利用を求められたケース】
(※市長申立ての相談であったが、本人申立てとなったケース)

◆事例1 【支援者不在のため、金銭管理等の支援の必要なケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：30代男性 療育手帳 BB 保佐相当
独居（自宅あり：亡親名義） 親族は兄1人で所在不明
年金：月額約7万円 預金：約280万円
- 相談者：障害相談支援専門員

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- 本人は一人での生活が難しく、両親と生活してきたが、1年前に両親が死亡。両親死亡後、叔父が金銭管理等を支援してきたが、その叔父も死亡。叔父の妻が支援を引き継ぐものの、本人との感情のもつれから支援を固辞。交流のある親族不在で支援者が必要となる。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 上記状況に困った障害相談支援専門員から市に相談があった。
- 当初、本人申立ても検討したものの、難しい話になると本人が混乱し、拒否反応も出るため、本人の同意を得て、市長申立で進めることとなった。（申立費用は本人負担との審判あり）
- 市において実施している有識者、専門職等で構成する「協議会」での検討を踏まえ、本人の相続整理もあったため、最初に司法書士を保佐人とし、相続完了次第、社会福祉士に保佐人変更予定として申立て。（「協議会」での議論により、司法書士会、社会福祉士会も了承済）申立てどおり、司法書士が保佐人に就任。
- 現在、相談者と協力して、日常生活を維持している。

◆事例2【重度の認知症かつ資産額が大きいため、金銭管理等の支援の必要なケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：80代女性 認知症 後見相当
独居（自宅） 親族は従姉妹（遺言相続人：公正証書あり）
収入は年金と家賃収入 預金は数千万円、生命保険等多数加入
- 相談者：従姉妹

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- 夫死亡後単身生活。数年前から認知症状が進行し、金銭管理や借家経営が困難となった。知人による金銭搾取の疑いも有り。
- 物取られ妄想も出てきて、従姉妹が攻撃対象となった。なお、従姉妹に財産を相続させることについては、世話になったからと本人に異論はない。
- 火の不始末も起こすようになったため、本人は認知症病棟に入院したものの、財産が大きすぎて従姉妹の管理も難しく、財産管理に対する支援が必要。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 従姉妹から市に成年後見制度の相談があった。
- 当初は従姉妹が申し立てる方向で進めていたが、本人が従姉妹を泥棒扱いして寄せ付けないので、市長申立に切り替え。（申立費用は本人負担との審判あり）本人も財産を守るために後見人に依頼することを理解。
- 弁護士が後見人に就任。後見人が財産管理をしながら、本人は認知症病棟に入院し、施設入所を目指している。

◆事例3【家族の使い込み（経済的虐待）に対応したケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：80代女性 重度認知症で長期入院 後見相当
入院中で退院見込みなし（持ち家あり） 親族は娘のみ（娘が金銭管理）
収入は年金（月額：約18万円） 支出は入院費：月額約10万円
- 相談者：入院先の病院

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- 本人は、数年前から認知症病棟に入院中で退院の見込みはない。
- 金銭管理は娘が行っているが、入院費の未納が続き、滞納が数百万円となり、連絡にも応じなくなった。
- 病院の顧問弁護士から、高齢者虐待に該当するとの指摘あり。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 病院から虐待対応として、市長申立てで成年後見人を擁立してもらいたいとの依頼。
- 成年後見人に弁護士が就任。通帳を再発行する等収入を確保し、債務整理を行った。

◆事例4 【施設入所を検討するにあたり、成年後見制度の利用を求められたケース】

※市長申立ての相談であったが、最終的に本人申立てとなったケース

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：60代男性 統合失調感情障害 補助相当
借家（県営住宅） 交流のある親族不在
年金（月額：約11万円）預金：約800万円
金銭管理で「かけはし」を利用
- 相談者：入院先の病院

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- 10年以上前から入退院を繰り返している。近年、身体的衰えが目立ち始め、エレベーターのない県営住宅の5階で生活し辛くなった。失禁等も目立ち始め、部屋の中はゴミ屋敷の状態。自宅で倒れているところを発見され、入院となる。
- 子供は3人いるものの、離婚後は母方に引き取られ、以後の交流はない。以前は兄夫婦が世話をしていたが、相次いで死亡したため、交流のある親族がいなくなった。
- リハビリをしているが、現住居での生活は困難であり、施設入所等も検討しているが交流のある親族は無く、施設入所の手続きのため、成年後見人をつけたいとの相談。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 市長申立ての相談であったが、市において実施している有識者、専門職等で構成する「協議会」（権利擁護センター運営委員会）での協議にて、本人申立が妥当との見解となった。
- 本人も同意し、本人が自ら弁護士に申立手続を委任し、申立を行った。

3 関連様式等

◆広島家庭裁判所に提出が必要な書類の各様式

首長申立て等に関係する様式の一覧は「[後見ポータルサイト](#)」(裁判所ウェブサイト)に掲載されています。(令和8年3月時点)

様式は変更の可能性がありますので、最新の様式及び詳細は、上記リンク先(「[後見ポータルサイト](#)」(裁判所ウェブサイト))(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenpoo/index.html>)よりご確認ください。

※様式だけでなく、記載例も掲載されています。

○後見等の申立を行う場合の様式

上記リンク先(「[後見ポータルサイト](#)」(裁判所ウェブサイト))の「1(2)成年後見制度(後見・保佐・補助)の利用を検討している方へ」から各類型(後見、保佐、補助)の案内ページをクリック

【参考：「法定後見の申し立て」の場合に必要な書類】(以下、裁判所ウェブサイトより項目のみ抜粋)

(1) 申立書

(2) 標準的な申立添付書類

- ✓ 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)(発行から3か月以内のもの)
- ✓ 本人の住民票又は戸籍附票(発行から3か月以内のもの)
- ✓ 成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票(発行から3か月以内のもの)
 - ※ 成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書)
- ✓ 本人の診断書(発行から3か月以内のもの)
- ✓ 本人情報シート写し
- ✓ 本人の健康状態に関する資料
介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し
- ✓ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書(発行から3か月以内のもの)
- ✓ 本人の財産に関する資料
 - 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - 不動産関係書類：不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)など
 - 負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- ✓ 本人の収支に関する資料
 - 収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
 - 支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など

◆その他参考となる資料等

【関係機関の参考 HP】

○裁判所ウェブサイト

- ✓ [「後見ポータルサイト」](#)(裁判所ウェブサイト)(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenpoo/index.html>)
- ✓ [「裁判手続 家事事件 Q&A」](#)「[第12 成年後見について](#)」(裁判所ウェブサイト)(https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kazi/index.html#qa_kazi54)

- ✓ [「成年後見関係事件の概況」](#) (裁判所ウェブサイト)
(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/kouken/index.html)

○厚生労働省 HP

- ✓ [「成年後見制度利用促進」](#)
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>)
- ✓ [「成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等」](#)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html)
- ✓ [「成年後見制度利用促進ポータルサイト 成年後見はやわかり」](#)
(<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

※ 「成年後見はやわかり」において、Q & Aが掲載されています。(キーワード検索も可能です)

- ✓ [「成年後見はやわかり」自治体・中核機関のみなさまへ 成年後見制度利用促進よくあるQ & A](#) (<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>)
- ✓ [「成年後見はやわかり」よくあるご質問](#) (一般向けのQ&A)
(<https://guardianship.mhlw.go.jp/faq/>)

※ 「成年後見はやわかり」では、通知や事務連絡の確認も可能です。

- ✓ [「成年後見はやわかり」「成年後見制度関係資料集 \(ver.7\)」](#)
(<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2024/01/reference01.pdf>)

○法務省 HP

- ✓ [「成年後見制度・成年後見登記制度」](#)
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>)
- ✓ [「成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A」](#)
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>)

【関係する法律・基本計画】

法律名	備考
民法 (e-Gov 法令検索) (https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089)	成年後見制度関係
成年後見制度の利用の促進に関する法律 (e-Gov 法令検索) (https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000029)	成年後見制度関係

社会福祉法 (e-Gov 法令検索) (https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045)	「かけはし」の根拠
老人福祉法 (e-Gov 法令検索) (https://laws.e-gov.go.jp/law/338AC0000000133)	首長申立ての根拠
知的障害者福祉法 (e-Gov 法令検索) (https://laws.e-gov.go.jp/law/335AC0000000037)	首長申立ての根拠
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (e-Gov 法令検索) (https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000123)	首長申立ての根拠

計画名	備考
第一期成年後見制度利用促進基本計画 (厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku1.pdf)	
第二期成年後見制度利用促進基本計画 (厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf)	

○厚生労働省の主な通知・事務連絡（近年のもの）

通知・事務連絡名	主な内容	通知日
市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について	✓ 首長申立ての適切な実施と報酬助成に関するもの	R5.5.30
成年後見制度利用支援事業の適切な実施について	✓ 報酬助成の適切な実施に関するもの	R4.10.17
市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について	✓ 居所と住所地が異なる場合の首長申立て自治体の基本的な考え方 ✓ 親族調査についての考え方	R3.11.26
「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ & Aについて	✓ 上記の Q&A	R3.11.26

※上記以外の通知や事務連絡については、[【再掲】「成年後見制度関係資料集 \(ver.7\)」](#)をご確認ください。

4 ガイドラインの作成経過

日程	概要
令和6（2024）年 10月18日	第1回権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ ・ガイドライン項目案の検討・意見聴取
令和6（2024）年 12月25日	第2回権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ ・ガイドライン素案の検討 ・意見聴取
令和7（2025）年 2月10日	第3回権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ ・ガイドライン案の検討 ・意見聴取

5 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ（首長申立て）〔委員等名簿〕

【委員】

区分	所属	職名	氏名
学識経験者	広島県公立大学法人県立広島大学	講師	手島 洋
専門職団体	広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会		日野 真裕美
	広島司法書士会 リーガルサポート広島県支部	幹事	三村 真由美
	公益社団法人 広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま	委員長	駄賀 健治
	広島県社会福祉法人経営者協議会	副会長	遠部 敦也
	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	監事	黒木 勇治
市町行政	広島市 健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課	課長	升井 亮
	呉市 福祉保健部重層的支援推進室	主幹	花浦 康弘
市町社協	社会福祉法人 三原市社会福祉協議会	権利擁護 係長	野上 晃
	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会	政策調整担 当副局長	藤村 知史

【オブザーバー】

区分	所属	職名	氏名
司法機関	広島家庭裁判所	主任書記官	村上 裕和

6 参考資料等

○参考資料

- [第二期成年後見制度利用促進基本計画](https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf)（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>）
- [「成年後見制度市町長申立てマニュアル Vol 7」](https://www.shizuoka-wel.jp/money-resolution/guardian/manual/)（静岡県社会福祉協議会）（<https://www.shizuoka-wel.jp/money-resolution/guardian/manual/>）

※その他、次の情報を参考にしています。

- 本文に掲載した裁判所、厚生労働省、法務省、自治体等、公的機関の HP に掲載されている情報
- 成年後見制度及び関連する諸制度等に関して先行した取り組みをしている自治体等の HP に掲載されている情報

広島県 健康福祉局
地域共生社会推進課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL 082-513-3136